

第21期 第16回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和6年5月24日（金） 14:00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 第5種共同漁業権にかかる増殖目標数量に関する委員会告示について（協議）

(2) 筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間に関する委員会指示
について（協議）

(3) その他

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和5年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期するため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和6年 月 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	—	—
		ふな	産卵巣設置	1カ所
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		もくずがに	種苗放流	2,000尾
		てながえび	種苗放流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	—	—
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		おいかわ	種苗放流	50,000尾
		すっぽん	種苗放流	500尾
		もくずがに	種苗放流	5,000尾
		てながえび	種苗放流	50,000尾

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 2 号	筑 後 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
		もくずがに	種 苗 放 流	3,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	5,000尾
	甘 木 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	—	—
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		やまめ	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2ヵ所
		もくずがに	種 苗 放 流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
内 共 第 3 号	下 筑 後 川 大 川 市 川 口 柳 川 浜 武 沖 端 佐賀県有明海 漁業協同組合	こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		もくずがに	種 苗 放 流	3,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	20,000尾
		あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	—	—

漁業権番 号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 6 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第 7 号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾
		内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ
こ い	—			—
あ まご	種 苗 放 流			1,000尾
おいかわ	産卵床造成			3カ所
内 共 第 9 号	犬 山 漁業協同組合	こ い	—	—
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）

令和5年度増殖目標と令和5年度増殖実績

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量	R5実績
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	70,000 尾	120,000 尾
			移植放流	100,000 尾	36,500 尾
			産卵床造成	カ所	2 カ所
		こい	—	—	—
		ふな	産卵巣設置	1 カ所	2 カ所
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	5,400 尾
		やまめ	種苗放流	15,000 尾	4,000 尾
		おいかわ	種苗放流	700,000 尾	168,000 尾
			産卵床造成	10 カ所	13 カ所
		うぐい	産卵床造成	8 カ所	6 カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	0 尾
		かに	種苗放流	2,000 尾	8,000 尾
		えび	種苗放流	10,000 尾	0 尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	0 万粒
内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	350 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	9,500 尾
		おいかわ	種苗放流	50,000 尾	尾
			産卵床造成	カ所	1 カ所
		すっぽん	種苗放流	500 尾	0 尾
		かに	種苗放流	5,000 尾	50,800 尾
	えび	種苗放流	50,000 尾	30,000 尾	
	筑後川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	150,000 尾	116,000 尾
			人工ふ化放流	3,000 万粒	1,300 万粒
			産卵床造成	カ所	2 カ所
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	200 kg	100 kg
		うなぎ	種苗放流	3,000 尾	2,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所	2 カ所
		すっぽん	種苗放流	尾	300 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	15,000 尾
	えび	種苗放流	5,000 尾	0 尾	
	甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	26,320 尾
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	kg	30 kg
うなぎ		種苗放流	1,200 尾	700 尾	
やまめ		種苗放流	15,000 尾	17,500 尾	
おいかわ		産卵床造成	2 カ所	0 カ所	
かに		種苗放流	4,000 尾	5,000 尾	
わかさぎ	人工ふ化放流	500 万粒	0 万粒		

令和5年度増殖目標と令和5年度増殖実績

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量	R5実績
内共第3号	下筑後川漁業協同組合 大川市漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合 佐賀県有明海漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	90 kg
		うなぎ	種苗放流	6,000 尾	14,000 尾
		かに	種苗放流	3,000 尾	12,000 尾
		えび	種苗放流	20,000 尾	0 尾
内共第5号	八木山川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000 尾	10,000 尾
		こい	—	—	—
内共第6、7号	京二川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	25,000 尾	32,000 尾
		こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	200 kg	50 kg
		うなぎ	種苗放流	2,400 尾	1,300 尾
		やまめ	種苗放流	4,000 尾	5,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	2 カ所	5 カ所
		すっぽん	種苗放流	400 尾	220 尾
		かに	種苗放流	4,000 尾	0 尾
内共第8号	岩岳川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000 尾	3,420 尾
		こい	—	—	—
		あまご	種苗放流	1,000 尾	2,000 尾
		おいかわ	産卵床造成	3 カ所	0 カ所
内共第9号	犬山漁業協同組合	こい	—	—	—
		ふな	種苗放流	100 kg	275 kg
		おいかわ	産卵床造成	1 カ所	0 カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	300 万粒	0 万粒

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和6年 月 日 (公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和6年9月15日から令和8年11月15日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和3年6月11日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和3年9月15日から令和5年11月15日まで

令和6年4月9日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡県朝倉市古毛465
筑後川漁業協同組合
代表理事組合長 三原 次雄



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

内共第2号（筑後川）におけるアユ資源の増殖を図るため、下記のとおり、委員会指示によるアユの産卵時期における採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 申請理由

アユの産卵時期における産卵場でのアユの採捕を禁止することにより、筑後川におけるアユ資源の増殖を図るため

2. 対象魚種

全魚種

3. 採捕禁止期間

9月15日から11月15日まで

4. 採捕禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と川岸で囲まれた区域

ア線：基線から上流方向へ200mの基線と平行な線

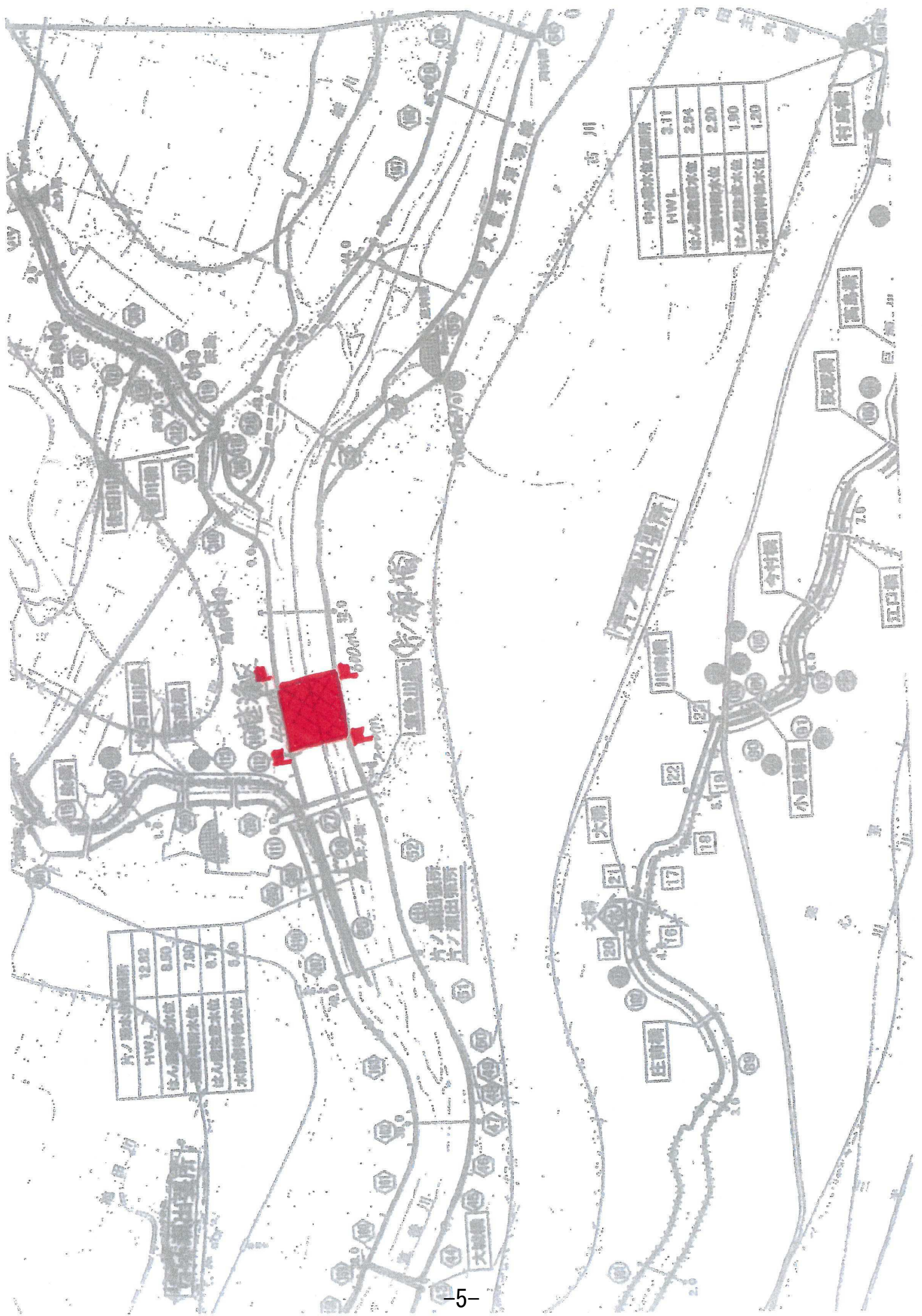
イ線：基線から上流方向へ600mの基線と平行な線

5. 指示の有効期間

令和6年9月15日から令和8年11月15日まで







片ノ瀬出排水所	
HWL	12.92
比入満潮水位	8.80
通常潮水位	7.80
比入満潮水位	9.78
水防設備水位	8.0

中央部水防設備所	
HWL	2.11
比入満潮水位	2.54
通常潮水位	2.20
比入満潮水位	1.90
水防設備水位	1.20